

大津市（志賀地域）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
栗原	滋賀県大津市栗原600番地先	大津第一交通株式会社が行う旅客の運送（一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）、通称「のりあいタクシー『光ルくん号』」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和5年4月1日から当面の間	大津市 江若交通株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局